

特62

458

# 小兒養育法

(普通妊娠論續篇)

產科婦人科楠田病院長

楠田謙藏先生閱序

楠田病醫院員

渡邊光次先生著

版權所有

東京

誠之堂發兌

(電話本局四百九十四番)

普通妊娠論續篇

小兒養育法

普通妊娠論の世に出でしよりこのかた未だ數月なら  
ざるに書肆既に初版再版の欠乏を告げぬ區々小冊子  
のかばかり世に迎へられたるは著者の深く喜ぶこと  
ろにしてまた世人が如何に兒を得んとするに切なる  
かを知るに足りぬべし今第三版を出すに當り小兒養  
育法の一編を付載し嬰兒の保護に就て必要なる注意



を記述しぬ斯くして健康に生れ出でたる兒を健康に  
生長せしめ此書の目的を完ふするを得なば著者の  
微意は幸に空しからざりきと云ふべき乎

明治三十二年三月

産科婦人科楠田病院に於て

渡邊光次再識

## 小兒養育法

産科婦人科楠田病院長 楠田謙藏 閱

同 醫 員 渡邊光次 著

人生第一の幸福は身体しんたいの健康けんかうなるにあり、而して其健康けんかうなると不健ふけん康かうなるとは、小兒期こにものきに於ける養育法よういくはつの適否てきひに關するくわんこと最も多し、若し養育よういくの方法しかたにして當を得あたざらんか、たとひ天死てんじを免まぬるゝものものと雖、尙ほ居常つね柔弱じゆうじやくにして、稍やもすれば病やまひの犯なすところとなる、身み体たい虛弱きじやくなるときは、たとひ如何いかに財寶さいほうに富み、如何いかに才智さいちを懷いたくといへども、其終生しゆうせいの幸福かうかくは殆んど滅却めつきゃくせられたりと云はざる可べからず、小兒はもろくの病原びやうげんに對して反應はんおう強く、輕かるき病やまひにも強つよき障害しょうがいを起し、氣候きこうの變り目めには寒胃かんぼうし易やすく、急性きうせいの病やまひに罹かれば發熱はつねつの度ど

強く、屢譚語、痙攣を發す、殊に飲食に於ける關係は最も注意を要すべきものにして、容易に腸胃の病を發し、嘔吐、下痢等を起すに至り、甚しきは之が爲めに不測の不幸に陥るに至る、而して出生後日數淺ければ淺きは愈々注意するを要す、人の全死亡數の大凡四分の一は生後一年の中に在りといふ、かく嬰兒の死亡數多き理由は、其質の未だ強からざると、養育法の當を得ざるとの爲めなり、進藤氏の著書中に警視廳にて調べたる、明治二十五年二月間に於ける死亡數と年齢との關係調査表あり、左に之を轉載すべし

死亡者の年齢別

男		女		年齢	總計
未	滿	未	滿		
五七	一九	五七	一九	一年	一〇八
八	六	八	六	五年	三八
七	六	七	六	十年	一四
六	一三	六	一三	十五年	一一
一三	二二	一三	二二	二十年	一七
一四	二二	一四	二二	二十五年	二六
一九	二四	一九	二四	三十年	三六
一九	二二	一九	二二	三十五年	四三
六八	五八	六八	五八	四十年	四三
〇	二二	〇	二二	四十五年	四〇
二二	三七	二二	三七	五十年	二二六
二二	三七	二二	三七	五十五年	二四六
二二	三七	二二	三七	六十年	二四六
二二	三七	二二	三七	六十五年	二四六
二二	三七	二二	三七	七十年	二四六
二二	三七	二二	三七	七十五年	二四六
二二	三七	二二	三七	八十年	二四六
二二	三七	二二	三七	八十五年	二四六
二二	三七	二二	三七	九十年	二四六
二二	三七	二二	三七	九十五年	二四六
二二	三七	二二	三七	一〇〇年	二四六
二二	三七	二二	三七	總計	二四六一

此表を見ても、一年未滿の小兒の、死亡數が、如何に多きかを知るに足るべし、かく死亡者の多き原因を、養育法の不當なるに由ると見做し得べしとすれば、吾人は専心注意して其法を完ふし、此不幸に陥らざる工夫を講せざるべからず

### 第一章 天然養育法

人乳を以て、小兒を養ふ法を天然養育法といふ、小兒に最も適當なる食物は母親の乳汁なり、是天賜の食物にして、決して他に之に勝るものあることなし、小兒の夭死するには、種々の原因あれども、母親の乳汁を以て育つると否とは最も大なる關係あり、その證としては、西洋諸國と、我國との、小兒死亡の比

例數に於て、西洋の方遙かに多きを見ても知らるべし、これ西洋は我國の如く、授乳の期永からず、且母乳に換ふるに牛乳を以てすることの多きに由るなり、故に同じ西洋にても瑞典、諾威等の如く、母乳を以て育つる國は、小兒の死亡數少なし、我國にても、上流社會と、下流社會とを比較すれば、彼れは是よりも、小兒の死亡すること多きを見る、是上流社會は、其母親の安逸を得んと欲するが爲に、猥りに乳母を雇ひ、或は動物の乳汁を以て養へど、下流社會は母親の乳汁を用ゐるもの多きに依るなるべし、自ら授乳するは常に小兒の爲に宜しきのみならず、母親自身の爲にも大なる利益あり、即之が爲に食氣を増し、子宮の収縮を促し、惡露（惡露とは産後一週乃至二週の間排泄する汚色血液性物ないふ）の閉止を早からしめて産後の肥立を良ならしむ、故に母親の身体に不利なることなき以上は、必ず自ら授乳すへし

### 乳婦の攝生法

出産後、己の乳汁を以て小兒を養ふ間の婦人を乳婦といふ、乳婦は諸般の病を發し易く、若し病に罹らば小兒養育上一大不良の關係、即授乳を廢せざるべからざるが如き不幸を招くことあるが故に乳婦は一定の攝生法を守らざるべからず、攝生法の主なるものは、精神、身体の安靜、并に清潔、寒胃の豫防、裕かにして暖かなる衣服を着すること、飲食に注意すること、大小便の排泄を整ふること等、概ね前に述べたる妊婦の攝生法に、異ならず、されど出産直後の如きは一入注意を要すべきが故に、以下其主なるものを述べんとす、

### 第一 飲食物

出産後三日間は牛乳、粥汁、葛湯、麩麩の小片を加へたる淡き肉羹

天然養育法 乳婦の飲食物

汁等を食し、固形(こけい)の食物(しょくぶつ)を嚴禁(げんきん)すべし、食鹽(しょくえん)、醬油(しょうゆ)、砂糖(さとう)等は加味(かみ)するも妨げ(さまた)げなし、平素(つね)素習(じゆく)慣(な)せる人は、淡(あわ)味(み)噌(せう)汁(じゆ)を少(すく)しく食(た)するも宜(よろ)し、第四(よ)日目(にち)には薄(うす)き粥(かゆ)、半熟(はんじやく)の雞卵(けいらん)、麵麩(めんぷ)、饅頭(まんとう)の類(るい)を食(た)し、第五(ご)日目(にち)には、淡泊(たんぱく)なる魚肉(うご)を食(た)するを得(え)べく、粥(かゆ)は追々(おそおそ)濃厚(こうじゆう)とし、第十(じゅう)日目(にち)に至(いた)らば、軟(やわ)かき飯(めし)、脂肪(あぶら)の少(すく)なき鳥肉(とりにく)(若(わ)き牝雞(めんどり)、鳩(はと)の類(るい)、若(わ)き獸肉(けものにく)(兔(うさぎ)、犢牛(ごうし)、羊(ひつじ)の類(るい))を食(た)するも害(がい)なし、極(きま)めて新鮮(しんせん)にして脂肪(あぶら)少(すく)なき魚肉(うご)は膾(さい)となすも宜(よろ)し、野菜類(やさいるい)にては、百合(りり)、馬鈴薯(がいにんじん)、胡蘿蔔(あかね)、赤根菜(あかねな)の良(よ)く煮(に)たるものは佳(か)なり、第十四(じゅうし)日目(にち)には味噌(みせう)漬(づけ)、奈良漬(ならづけ)の少(すく)許(ゆる)を許(ゆる)し、魚肉(うご)は鮎(あゆ)、鱒(ます)、白魚(しらなま)、比目魚(ひらめ)、鯛(たい)、鱈(たか)、鮭(さけ)、鰯(いわし)等を食(た)し得(え)べし、尙(なほ)は産後(さんご)の肥立(ひだち)善良(ぜんりやう)なるものは、第二十二(にじゅうに)日より、平常(ふだん)の食物(しょくぶつ)に復(かへ)することを得(え)べし、されど尙(なほ)は可成(なるべく)消化(しょうか)し易(やす)くして然(し)かも多量(たうりやう)の滋養料(じやうりやう)を含有(ふくむ)するものを食(た)し、鰻(うなぎ)、豚(ぶた)

鹽(しほ)、鮭(さけ)、乾魚(ほしうご)の類(るい)、蟹(かた)、章魚(たこ)、てんぷら、未熟(みじやく)の菓物(くだもの)、芥子(からし)、胡椒(こし)の類(るい)、油揚類(あぶらあげるい)等は食(た)せざるを良(よ)とす、飲料(のりやう)は、最初(さいしょ)九(く)日間(か)は、麥湯(むぎゆ)、晚茶(ばんちや)の薄(うす)きもの、白湯(さゆ)等を良(よ)とす、但(た)し餘(あま)り熱(あつ)きを飲(の)むべからず、第十(じゅう)日目(にち)に至(いた)らば、善良(ぜんりやう)なる葡萄酒(ぶどうしゆ)を稀薄(きはく)にしたるものを用(もち)ゐるも宜(よろ)し、稀(うす)き麥酒(ビール)は、乳汁(ちゅうじ)の分泌(ぶんびつ)を催(もよほ)し進(しん)する効(き)あれば、成(な)るべくホップの少(すく)なきを、適量(てきりやう)に飲(の)むを良(よ)とす、武蘭埜(ぶらんげ)、日本酒(にほんしゆ)の如(ごと)きは飲(の)まざるに若(わ)かず、

## 第二 起居運動

産後(さんご)、最初(さいしょ)の臥位(ふいゐ)は、仰臥(あへむき)を良(よ)とす、四五(四五)日(にち)を経(へ)ざれば、成(な)るべく側臥(たがひ)すべからず、第十(じゅう)日目(にち)に至(いた)らば、臥床(ふいど)に起坐(きざ)し、或(ある)は只(ただ)僅(わずか)かに床(とこ)を離(はな)れて、室内(しつない)を歩行(ほこう)するも佳(か)なり、されど、初め(はじ)めは多(おほ)く歩(あ)まざる

るべし、第十二日目よりは僅に他室に出づるを得べく、第二十二日目よりは氣候温暖ならば、注意して少しく戸外を逍遙するも佳なり、されど、階段の昇降、身体を強く屈伸すること、重き物を提げ、又は擔ふこと等は、尙は數週日の後ならざるべからず、三ヶ月後に至りては、追々平素の業を取るとを得べし、されど、最初は必ず手輕なる事より初むべし、

乳婦の中には、午睡、朝眠等を食るものあれども、必ず夜間安眠し得らる、様に注意して豫め睡眠の時間を定め置くべし、あまりに惰怠放逸に日を送るときは、消化力を損じ隨て乳汁の分泌量を減ずるが故に、日々の起居動作を定め置きて、適度な運動をなし、時々戸外にも散歩すべし、

### 第三 精神

乳婦は、精神感動の爲めに、乳汁の分泌に變化を來すこと著しきものなり、憤怒、驚愕、恐怖の後に乳汁の分泌減少し、甚しきは、突然分泌の閉止すること少なからず、故に可成精神を安靜に保ち、情意を動かすことは、何事にも、總て避くる様自らも注意し、家人も亦其心して取扱ふべし（詳しくは妊婦の攝生法中に在り）

### 第四 清潔

清潔は産後の攝生法中最も大切なることなり、殊に陰部の不潔は恐るべきものにして從來スソカゼ（産褥熱）と稱したる恐ろしき病は、多く陰部の不潔より來るものなり故に産後少なくとも十日間は正式に

取扱ふ所の熟練なる産婆に托すべし、もし出来得べくば、之をして附添看護を爲さしむるを最も安全とす、古來の風習の襪褌の類を、陰部に用ゐるが如きことは、甚だ危険なり、陰部には必ず消毒したる綿紗、油紙、綿等を用ゐるべし、全身は屢淨拭し、第十五日に至らば、腰湯をなし、第二十二日に至らば、全身浴をなすに良し、衣服敷物等は屢交換し、汚れたるものは直ちに室外に出すべく、産後一週間許の間は、發汗多く、隨て衣巾は濕潤し易きが故に、屢交換すべし、惡露の排泄ある間は、灰蓐を用ゐるを最も宜しとす、灰蓐は我楠田病院に於て多年用ゐらるゝところにして其製法も至極輕便なり、蓐室は、總て丁寧に掃除し、時々新鮮なる空氣を通じ、日光の直射

するは不可なれども、さりとて古來の蓐室の如く暗黒にせず、充分に明るき様注意すべし、又室内の溫度は急變せしむべからず、臭氣ある物、不用の品、犬猫の類を其室内に置かず、常に閑靜にすべし、

### 第五 乳房

乳房は、乳汁を分泌する要器なれば、最も大切に保護せざるべからず、乳嘴の小なるもの、陥凹せるものは、時々撮摘し、吸吮子を用ひ、或は軽く捻むなど、既に妊婦攝生法の條下に述べたる、方法は産後にも尙ほ應用すべし、乳頭の皮膚軟弱なるものは、屢アルコホルにて洗ひ、糜爛、裂傷等を生じたるものは、直に適當の療法を請けて、早く治せしむべし、若し怠るときは、乳房の化膿するに至る



ことあり

授乳の前後に於て、清き微温湯、出来得可くば微温の硼酸水を以て乳房を清拭することは乳房の保護にも、小兒のためにもよきことなり、

人に依り、産後二三日の頃、乳房甚しく緊張して、痛みを覺へ、惡寒、發熱することあり、斯かる折には、吸乳子を以て、乳汁を吸ひ取りたる後、徐々に按摩して、軟かならしむべし、かくするも、猶は困難なるときは、飲食を攝し、大便の通利を促すべし、尙ほ緩解せざるか、或は初めより緊張の甚しきときは、醫療を受くべし、古來の習慣にかゝらずらむず、早く授乳するものは大に此災を未發に防ぎ得べし

授乳法

前條述べたる如く、産褥の初は、たとひ其異常なきものにてても必ず起坐を禁ずるの必要あるが故に、最初の十日間は産婦は臥したるまゝにて、授乳せざるべからず、例之ば、若し、右側の乳房を授けんと欲せば、小兒を母親の右側に臥さしめ右手を小兒の枕とし乳嘴を小兒の口に含ませ左手を以て乳房を軽く引き挙げ、鼻孔を塞がざる様にして授乳すべし、若し不注意にも、乳房にて、鼻孔を塞ぐ如きことあらば、小兒の吸呼を止めて、窒息せしむることあるべし、かゝる例は世間に往々聞くところなり

哺乳せしむるには、左右の乳房を、交るゝ授くべし、若し一方に偏するときは、其授乳せしめざる片側の乳房は、遂に乳汁の分泌、減ずるに至る  
最初授乳せんとするとき、小兒の乳房に附き難きこと多し、斯かる

折には、指尖にて、軽く小児の下顎を押し下げ、口を開かして、乳嘴を啣ませ、微温の砂糖水二三滴を、乳嘴より小児の舌上に流しこみて、哺乳を促すべし、或は只微温の砂糖水、二三滴を、小児の口内に、滴入し、舌を嚥下するを見て、直ちに乳嘴を含ましむれば、容易に哺乳あることあり

授乳の時日

嬰兒の、胎毒を、下すと稱して、先づマクリなるものを服用せしめ、やがて其兒の、黒色なる初尿を通するを見て薬効ありきとなす古來の風あれども、これがために胎毒の、下りたるものに非らず、たゞ下利を促したるに止るなり、産後最初に分泌ある母乳は、滋養物に兼ねて、嬰兒の便通を促すべき成分を含むものなるが故に、實に自然に適したる飲用物なり、マクリを用ゐずして、直ちに母乳を授く

るも、マクリを用ゐたるるときと同じく、最初は必ず黒色便を排泄するなり、且マクリは要もなきに下劑を興ふるに外ならねば、此舊習は一掃して、初めより母乳を授くるを良とす、分娩後通常六時間乃至八時間は、母子ともに、安靜に睡眠するものにして、嬰兒の醒覺めて後、初めて乳汁をもとむるが如き模様見へなば、直ちに母乳を授くべし、此際乳汁の分泌は、猶ほ甚だ少量なれば嬰兒の爲には之にて足れりとす、

嬰兒の哺乳するとき、産婦の下腹に痛みを覺ゆることあれば、これは乳房の刺戟の爲に反射性に、子宮の收縮を起したる故なれば、決して恐るゝに足らず

授乳の時間を、一定し置くを良とす、不規律に屢授乳するときは終に消化器を害すること、恰も成長したる人の、不規律に飲食して

消化器を害するに同じかるべし、時を定めて、哺乳せしむるときは小兒は良くそれに慣るゝものなり、時を定むるには其兒の体格の、強弱と、成長の度とによりて斟酌せざるべからず、斯く授乳の時間を定むるには一定ならざれども、余は強壯なる小兒に對しては左の如く定めたり

出生後最初の程は、晝は毎二時間に、夜は毎三時間に一回、第三ヶ月に至らば、少しく遠ざけて、晝間は二三時間毎に、夜間は四時間毎に一回、第五ヶ月に至らば晝は四時間毎に、夜は五時間毎に一回、とす而して第八ヶ月より後は、夜は臨臥時に與へ、朝は早起の時刻に與へて、全く夜間の授乳を廢するに至る、かく漸次に、夜間授乳の數を減じ、遂に全く廢するに至らしむるは、母子共に夜間充分の安眠を得、且其間小兒の消化器をして休息せしむるが爲なり讀む人

よろしく参考して斟酌するところあるべし

一回の授乳に要する時間も、亦兒の健否如何に依りて、差異あれど大凡二十分時より、三十分時の間とす、

離乳期及其注意

小兒漸々發育して、一定の時期に達するときは、乳齒を生じ乳汁以外の食物を、少許づゝ攝取し、漸次に哺乳を廢し得るに至る此期を離乳期と云ふ、離乳期を定むるに就ては、國によりて頗る差異あり又人によりて其説を異にす例之ば、ビーデルト氏は、七ヶ月を以て離乳期とし、ウツフエルマン氏は、十一ヶ月とし、バギンスキー氏は、十ヶ月乃至十一ヶ月とし、エスビーヌ、ピコー氏は、九ヶ月乃至十五ヶ月とし、フライシユマン氏は、小兒體重の増加すること緩慢となるを以て、離乳期とし、ヤコビー氏は門齒の二個乃至四

個發生するを以て離乳に適當の期となせるが如し、(門齒は上下各四個あり中央の二個を内門齒外側の二個を外門齒といふ其發生するは六ヶ月乃至九ヶ月にして下顎の内門齒より始まり上顎の内門齒を生じ次に上顎外門齒次に下顎外門齒を生ず)要するに、離乳の期は、小兒の強弱發育の遅速等に依りて、斟酌すべく、若し時季炎暑に當れば、之を初秋まで延期せしむるを佳とす、又離乳は卒かに爲さず、漸次に遠ざくる様にすべし、乳嘴に辛辣苦酸のものなどを塗りて、小兒を驚かしめ、強て離乳せしむる如きは、宜しきことにあらず

我國にては、一般に離乳の期晚く且遅徐にして、次回の妊娠に至るも、尙ほ授乳するものあり妊娠中の授乳は母子與によるしからず又末子の如きは數歳にして尙ほ哺乳するもの少なからず、これ小兒に

は差したる害無けれど、母親の榮養を損すること少なからざれば、注意せざるべからず、

小兒離乳の時期に近づかば先づ牛乳を與ふべし、生後一定の歳月に達したるものには、之を稀釋するに及ばず、兼ねて稀き肉羹汁をも與へてよし、何れも、日を経るに従ひて、漸く其量を増す、小兒強壯にして、上下の前齒を生じ、食を求むる状あらば、半熟卵、肉羹汁加糜粥などの少量を與へ、後には漸次増量して滿一年半に至らば極めて軟かさ飯、麵麩淡き魚肉等を與ふるとを得べし

乳母を雇ふ場合

小兒の養料としては、實母の乳汁の、最も適當なることは、前に既に述べたるが如し、世間往々自ら小兒を扱ふの煩を厭ふて、乳母を雇はんとするものあれど、そは母たるの任務を盡さざるものと、云

はざる可からざるなり、されども又自ら授乳すへからざる場合あり  
そは次に述べべし

- (一) 實母十八才未滿なるとき、概して若年者の乳汁は其量少なく  
滋養分も亦乏しくして、小兒を養ふに適せざるなり、且授乳の爲に  
自身の健康を損し、往々肺勞、貧血症等を發することあり
- (二) 癩癩、痴呆其他の精神病、ヒステリー病等を有するもの、及び  
神經過敏にして、感動の鋭敏なるもの、
- (三) 梅毒、結核、癩病の如き、慢性傳染病を有するもの、及び慢性  
皮膚病を有するもの、
- (四) 慢性腸胃病、脚氣、腎臟病、密尿病、萎黃病其他の貧血性病  
及び慢性病を有するもの、
- (五) 次回の妊娠後、

(六) 乳房に炎症、潰瘍等あるもの、或は既往乳房の疾病に罹りたる  
爲めに、乳汁の分泌量僅微なるもの、乳房、乳嘴等の發育不全なる  
もの、  
以上の場合に於ては、母乳を廢して之に代るべきもの即乳母を需め  
ざるべかざるなり、

乳母の撰擇

乳母は、實母に代りて、乳汁を與ふる務めを爲すものなれば、能く  
其人を撰ばざるべからず、たゞに乳汁分泌の多量なるを見て、  
輒く良となすが如きは、誤なり、左に乳母撰擇法の大略を示す若し  
十全ならんを欲せば經驗ある醫師の診定を乞ふべし、外見上健康  
なるが如きも醫師の診査によりて病あることを發見せらるゝこと、往  
々あるものなり、

(一) 年齢 乳母に、恰も適する年齢を、二十才乃至三十才とす、此年齢にて殆んど實母の年齢に適合するものは殊に妙なり尙初めての分娩に非ざるものを更によるしとす

(二) 分娩の時期 乳母と實母とは可成分娩時日の等しきものをよろしとす

(三) 身体の健康 乳母は身体健康、骨格逞しく、筋肉充實し、五官健全、口唇鮮紅粘膜に異常なく、皮膚に疾病なく呼氣に臭氣なく腋臭を存せず全身に潰瘍、癩痕等なく白帶下なきものを良とす

(四) 系統 乳母の身体健康なるは、勿論其祖父母、父母、兄弟、姉妹等に肺病其他の結核病、癩病、精神病等あるべからず

(五) 乳房及乳汁 多量の乳汁を分泌せる乳房は、弾力多く、癩痕なし、試みに之を握るときは、乳汁は數條の線をなして、迸出すべし

し、乳嘴は發育善良にして、充分突出し、糜爛を存すべからず、

乳汁の良否は其鑑別や、困難にして、醫師の檢定を要すべし、そは鑑別の爲めに顯微鏡其他の器械藥品等の必要あればなり、完全ならざるも畧乳汁の良否を知るには、乳母が第一回以來分娩せし小兒の

健否如何を確むるにあり、何れも健康なれば、先づ良分と見做すことを得べし、されど雇主を欺かんとして、已れの擧げたる小兒は何れも健全なりと答へ或は、他の健康なる小兒を借りて見ゆる者あり深く注意すべし

(六) 性質 忠實溫和にして癖少なく、伶俐にして、神經過敏ならず清潔を好むものなるべし

(七) 月經 乳婉後、既に月經の回歸したるものは、雇ふべからず、既に雇ひたる乳母をして常に健康を保ち善良なる乳汁を乳泌せしめ

んと欲せば宜しく乳婦の攝生法を守らしむべし

### 第二章 人工養育法

人乳以外のものにて、小兒を育つるを、人工養育法といふ、これは實母の乳汁は素より、適當なる乳母をも得る能はざる時に、止むを得ずして、行ふ法なり、此法にて小兒を養育するには、注意周到にして、取扱法最も嚴密ならざるべからず、一たび其法を誤るときは、忽ち消化器を傷ひて、不幸に陥らしむる恐れあるべし、

#### 第一 生牛乳を以て小兒を養ふ法

人乳以外のものにて、小兒を養はんと欲せば、可成人乳に類似の物を撰まざるべからず、之に適せるは、山羊又は驢馬の乳汁なれど、

是等の乳汁を以て、一般人工養育者の企望を充さしむることは、當時に於て望むべきにあらず、されば此他に於て一般に供給し得べくしかも、人乳に近きものを牛乳なりとす

#### 牛乳の稀釋法

茲に掲ぐる、分析對照表の如く、牛乳は、人乳に比すれば、多量の蛋白質、脂肪、鹽類を有するものなれば、人乳に類似せしむるには、適度に稀釋せざるべか

成分	生牛乳	人乳
蛋白質	四%	二%
脂肪	三、五—四%	三、五%
糖	四%	四、八%
鹽類	〇、五四八%	〇、一七%

らず、而して人乳は、分娩後、時期の進むに従て、濃厚となるものなれば、亦よろしく加減せざるべからず、左に稀釋の割合二三の表を掲ぐべし

甲			乙		
年齢	牛乳	水(一度沸騰せし)	年齢	牛乳	水(同上)
初三ヶ月	一	三	初三週間	一	三
四―六ヶ月	一	二	四―八週	一	二
七―八ヶ月	一	一	三―五ヶ月	一	一
九ヶ月以上	二	一	六―七ヶ月	二	一
(或は純乳を用ゆへし)					
丙	同	同	丁	同	同
初二―三ヶ月	一	三	初二週間	一	五
			三週―二ヶ月	一	四

四―六ヶ月	一	二	三―四ヶ月	一	三
七―九ヶ月	一	一	五―六ヶ月	一	一
十ヶ月	二	一	七―八ヶ月	二	一
十一ヶ月以後	純	一	九ヶ月以後	純	一

此の如く、種々の稀釋法あれど、そを取捨するには、小兒の體質を顧みざるべからず、概して強壯なる小兒は、虚弱なるものより、比較的濃厚にして佳なり、されど、そが爲に消化器の病を越さんとする徴候現はるれば、適度に稀釋せざるべからず、而して總て稀釋する水には百瓦毎に乳糖二瓦を加ふるをよろしとす、

小兒の哺乳量

小兒の哺乳量も、亦其體質の強弱に依りて、斟酌を要すれども、健康なる小兒一日の哺乳量を、左の如く定めたる人あり



齡	一回の量	一日の回数
第一日	五、〇宛	六回
第二日	一五、〇宛	八回
第三日—八日	二五、〇—六〇、〇宛	八回
第九日—廿日	六〇、〇—九〇、〇宛	八回
第四週中	一〇〇、〇宛	七回
第二ヶ月中	一一〇、〇宛	六回
第三ヶ月中	一四五、〇宛	六回
第四—六ヶ月中	一六〇、〇—二〇〇、〇宛	五回
第七—九ヶ月中	二〇〇、〇—二五〇、〇宛	五—四回

牛乳の鑑別法

牛乳は適當なる料を以て、飼養せられたる數頭の牛より、搾取して

相混和したるものを最も良とす、政府は之が取締を爲せども、尙ほ間々他物を混じ、或は稀釋して、販賣することあり、需用者は充分注意せざる可からず、左に先づ民間に知られたる鑑別法を擧ぐべし

(一) 最も簡便なるは、硝子盃の大なるものに、清水を充盈し、二三滴の牛乳を注ぎ、試むる法なり、よき牛乳は凝りて沈み、悪きは直に水面にて散亂す

(二) 一滴の牛乳を、清拭せる持爪上に點じ、半球形をなして止まるは能く直に流れ散るは悪し、

(三) 牛乳の一滴を指間に捻りて、何となく、脂氣を含める如く、感覺するは其質良し、

(四) 牛乳を、沸騰せしめて、其表面に生ずる、白色の被膜の厚さは、其質良し、此際豆腐の如き凝固物の沈澱するは悪し、

(五)牛乳を、硝子盃に盛り、暫時放置して、沈澱を生ずるは、白堊澱粉等の混合物の存する徴なり、故に不良とす、

(六)色の淡く見ゆるは、水を以て稀釋したる乳汁なり、牛乳には固有の乳色と香とを存す

上に述べし、種々の法はあれど、固とより確實なるものにあらず、確實なる鑑別法は、顯微鏡其他の器械試薬の必要ありて、斯道の人に非ざれば出来難し而かも此種の試験を歴ざれば、安心し難し、故に民間にては、保證を附したる、滅菌せる牛乳を求め、之が保存に注意するを以て、まづ安全なりとせんか

牛乳使用に就ての注意

牛乳は、腐敗し易く、微菌蕃殖し易し、又既に搾取の當時よりして微菌を混有するものあるが故に、必ず一回煮沸したる後、硝子瓶に

入れ、固く密封して、冷所に貯る可し、尙ほ其一合中に、石灰水十五瓦の割合を以て混和し置くをよしとす

牛乳を稀釋するに用ひる水は、必ず一回沸騰したるものならざるべからず、是れ牛乳には、微菌を有せざるも、水中に混有することあればなり

牛乳を、小兒に飲ましむる毎に、其温度を人体の温と同等ならしむべし、即攝氏三十七度左右に温むべし、

牛乳を飲ましむるには、哺乳器を用ゐる、此器は硝子と、護謨とより成り、藥舗、醫療器械舗などにて、販賣せり、こを用ゆる前には必ず一たび沸騰したる水にて丁寧洗ふべし、小兒哺乳し了りたるときは、残りたる牛乳は、直に悉く棄て去り、更に煮沸水にて充分に洗ひて乾かし置くべし

### 第二 煉牛乳の使用法

煉牛乳とは、生牛乳より、水分の多量を取り去り、これに糖を加へて製したる濃厚の製乳にして、鐵葉罐に入れ密閉して貯藏に便せり、煉牛乳は、糖分甚だ多くして、消化器を害し易きが故に、善良なる生牛乳を得易き國に在りては、殆んど用ゐるものなしと雖、本邦の各地方の如き、生牛乳を得易からざるところ、或は生牛乳に信を措き難きところにては、生牛乳に劣ること幾等なりと知りつゝ、止を得ず、煉牛乳を使用する場合少なからず、煉牛乳は甚だ濃厚なるか故に適度に稀釋せざるべからず、左に稀釋法を擧ぐべし

出生後二週間は	煉牛乳	一分	白湯	二十五分
同	三週乃至五週間は	同	一分	二十二分

同	二ケ月中は	同	一分	同	十八分
同	三乃至四ケ月中は	同	一分	同	十五分
同	五乃至六ケ月中は	同	一分	同	十二分
同	七乃至八ケ月中は	同	一分	同	八分
同	九ケ月以後は	同	一分	同	六分

是も亦小兒の身体の強弱に依りて、斟酌せざるべからず

#### 煉牛乳使用に就ての注意

煉牛乳は數年前までは皆外國の輸入を仰ぎしも、現時は本邦の各所に製造所あり、從て其種類甚だ多く、東京にて販賣するもののみにも、其類二十種を下らざるべく、一々其良否の調査を行ひ難しといへども、可成注意して購求すべし、購求の際蓋と底とを、拇指と示指にて、強く壓すると數回、以て其内容の實したると否とを知

るべし、又悪しき品は其色黄なり殊に青色を帯びたるは悪し、泡沫を存すべからず、酸敗に傾きたる臭氣あるべからず、之を嘗めて舌上に粗糙なる凝固物の、残留するは悪し、一たび開きたる蓋は成るべく綿密に、もとの如く、密閉して貯へんを圖るべし、たとひ厳しく密閉するを得たりとするも尙ほ夏期には四日、冬期には七日を超えて貯ふべからず、一回の哺乳に要する量を稀釋すべく、決して一度に多量を稀釋すべからず、煉牛乳、生牛乳の如く、哺乳器を用ゐるべし、此器に就ての注意は前に述べたるに同じ、其他種々の小兒粉、或は米粥汁等を用ゐるものあれど固より小兒の養育に適するものにあらず

### 第三章 小兒の看護法

#### 身体の清潔

小兒は、必ず毎日一回づつ、入浴せしめて、良く全身を洗ひ、就中、臍部、陰部、肛門部、股間、腋窩、等に注意すべし、入浴は宜しく晝間に於てすべく、時間は餘り長かるべからず、季候冷ならば日當り良き室の四方を密に閉ぢ置きて、行ふをよしとす、大小便なごの爲に、餘り不潔となりたる時は、屢々腰湯せしむるもよろしく、或は注意して入浴を反覆するも妨なし、入浴の際は必ず全身の皮膚に變色、糜爛、濕疹等の有りやなしやを檢すべし、口内は、哺乳後必ず清潔なる微温湯、出來得べくは、百倍の硼酸水を綿紗、又は軟かさ洒木綿に浸して拭ふべし、

眼も亦微温の硼酸水にて、屢々拭ふべし、附着せる眼脂は、決して  
嘗め取ること勿れ、

爪は常に注意して、長からざる中に剪むべし、

頭髮は、餘り長くなりたるときは剪むべし、剃刀を用ゐるは、よろ  
しからず

衣服の類

衣服は、時候の寒暑に伴ふて、常に注意し、寒さに失せず、暖か  
きに過ぎざる様にすべし、我國にては一般に小兒の衣服は、少しく  
温暖に過ぐるが如し、衣服は、夏期には一日二回、其他の季節には  
一回宛交換を要す、交換したる衣服の汚れたるは、素より洗濯を要  
すれど、然らざるときは、空氣の流通充分なる所に懸け置くべし、  
肌衣には柔かき木綿、若くはフラチルを用ゐる、毎日交代に洗濯すべ

し、襪襪は必ず軟かき布片を以て造り、屢交換せざる可からず、出

生後數日の間は襪襪の下に脱脂綿を貼て、大小便に汚るゝ毎に、

取乘て、新しきものと交換すべし、

衣服、襪襪等を交換するをりには、必ず其室を閉づべきは勿論、か

ねて適度に温めてよく乾きたるを用ゐるべし、濕潤せるものは、決

して用ゐるべからず、

我國に用ゐる小兒の衣服の紐は、身体の一ヶ所を緊縛し且其部位高

さに失して、肺の擴張を妨げなぞする害あり、故に付け紐はなるべ

く、巾の廣さをを用ゐ、且つ胸より遙に下の方に附け、之を結ぶには

成るべく、裕かるべし、或は衣服の前の左と右との襟に、三四ヶ所

小さき紐をつけをき、之を結び合はす様にすれば、胸腹をしめつけ

る様の恐れなかるべし、尙ほ之を背部にて結び合はす様に仕立てた

るは更に妙なり、

起臥運動

小兒出生後、三ヶ月間は、可成床上に平臥せしめ、偏臥を防ぐため、時々其位置を左右に轉せしむるの他は、成るべく安靜になしをき、顔は決して上向きにせず、横向きにすべし、かくすれば、吐逆したる乳汁の、直に外に流れ去る便あり、而して此間は直立の位置に抱くべからず、生後三週間の頃よりは暖かき日に、兩手を以て平かに抱き、閑靜なる庭園などに、暫時間連れ出すは佳なり、三四ヶ月以後は、可成動搖せざる車に乗せて、靜かに外出せしむることを得べし、本邦古來の風習の如く、小兒を脊負ふは、小兒の胸腹を壓迫して、呼吸を困難ならしめ、体格の發育を不良ならしむる恐あり廢するに若かす

衣服は緩かに着せしむべし、決して、手足の運動を不自由ならしむべからず、

小兒四肢の運動少しく自由を得て、這ひ初むるときは、充分なる看護の中に、之を行はしめ、玩具は圓滑にして、可成着色せざるものを與ふべし、滿一ヶ年に近づく頃より、戸障子或は看護人の手の媒介に由りて、起立を習はしめ、追々熟達するに従ひて、歩行を學ばしむべし、されど決して手を執りて無理に引き立て歩ましむるが如きことをなすべからず

小兒の居室は、日光の映射充分にして、閑靜なるを要す、されど光線の小兒に直射するは、宜しからず、夏期、繩蚊の出づる頃は、餘り小さからざる蚊帳の中に、臥さしむべし、其室内にて、喫烟し、高聲を發し、大なる音響を放たしむるが如きこと、あるべからず、

小兒の看護人(兒守)

常に小兒の側にありて、看護をなすには、實母最も佳なり、そは眞の慈愛にて、看護をなせばなり、されど事情ありて、代人を得んと欲せば、普通の教育を受け、普通の知識と、徳義心とを有する年長けたる婦人を良とす、婦人は些細の事に注意深さが故に、すべて看護には適するものなり、世間には往々年若き、分別なき、兒守に看護を托し置くものあり、こは實に恐るべきことにて、かゝる兒守は小兒の上をも、忘れはて、自己の遊戯に耽る間に、小兒は或は不良の物を口にし、或は怪我をなしたとして、甚しきは生命をも失ふに至ることあるべし

第四章 小兒の容體

小兒は、言語を以て、已れの意中を、現すこと能はざるものなれど、母、乳母、看護人等、總て平素其側に在るものは、絶へず小兒の容體に注意せざるべからず、若し其外容いさゝかにても異常あるを見れば、直に醫師の診察を乞はざるべからず、往々注意を怠りて既に重き病に陥りたるにも心付かず、後悔することあり

小兒も大人と同じく種々の病を發するものなれどその最も多きは消化器の病なり、これ皆食物の注意よろしからざる爲にして、小兒の啼泣する毎に直ちに哺乳せしめて曾て時と量とに注意せず又其良否と分量とに心せずして、種々の食物を與へなとずるに依るなり我國にては人を訪問するに手土産として小兒に菓子などの食品を餽る習慣あり、之を餽るものも、餽らるるものも常の如くなりて少しも怪むことなし斯る悪習慣は遂に他人の兒をあやまつに至ること多し、小

兒の嘔吐、下痢を發し、腹部緊滿し、急に發熱痙攣するが如き或は全身蒼白色となり漸々羸瘦するが如きは、大抵皆腸胃の障害より來りしものと見て過ちなき程なり、今小兒の病症につきて、一々記載せむは其繁に堪へざるを以て、左に一般の容体に付きて、其体内に異常あるを知り易き件々を擧ぐべし

体温

ローゲル氏の検査に依れば、初生兒の体温は、出産の直後に、平均攝氏三十七度二分五厘にして、一時間を経過すれば、三十六度、時としては三十五度五分の低きに至ることあり、翌日に至れば、三十七度となり、其後七歳に至るまでは、大人の体温に比して概して攝氏二分二厘乃至五分の高度なるを常とすと云ふ、大人の体温は三十六度五分乃至三十七度五分とす、小兒に於ても夫より体温の昇降

するを見れば、疾病として手當すべきものとす、

人体の温度を計るに用ゐる檢温器は、何れの家にも一ツ宛備へ置くを良とす、小兒に限らず、大人と雖違和を感じたる時は、此器に依て、身体に異常の有無を鑑別し得ること少なからざるべし、但し檢温器は、久しく時を経れば、其度に錯誤を生ずることあり、注意すべし、

呼吸

人体の呼吸に際しては、胸腹の擴張と、收縮と、交互に起る、其擴張するは吸氣時、收縮するは呼氣時なり、此一張一縮を一呼吸といふ、初生兒に在りては、一分時間に三十二乃至四十四の呼吸を營み三歳乃至四歳にては、三十五乃至二十五に減じ、漸々成長して七八歳に至れば二十五乃至二十となる、但し大人の呼吸數は一分時間に



平均十四とす、故に若し年齢に順じたる呼吸より多きか、餘り少なきかは、異常の存する徴なり、呼吸数の測り方は、胸上に軽く手掌を當て、其縮張数の一分時間に何回なるかを算するにあり、

脈膊

小兒の脈膊は頻數にして、女兒は男兒に比すれば更に頻數なり、其感應甚だ鋭敏にして、僅かに異常の存することあるも、忽ち其數を増す、殊に愈幼稚なるほど愈鋭敏なり、又稀れには脈搏甚だ遅徐にして遂に其本能を失ふことあり、今脈搏の數と年齢との關係を示せば左の如し

年 齡	時 間	脈 數
出生後一ヶ月以前	一分時間	百三十乃至百四十

同	一ヶ年中	同	百二十乃至百三十
同	二ヶ年中	同	百〇八
同	三四ヶ年中	同	九十八乃至百
同	六七八ヶ年中	同	九十八乃至八十八
同	二十歳以上	同	六十五乃至七十五

脈膊を計るには、普通檢脈する手首のどころを良とすれど、小兒の脈膊は、微細にして數多きが故に、時としては醫師に在らざれば知り難きことあり、かゝる折には、左側の乳房部に軽く手掌を當て心臟の搏動する數を算すべし、心臟の搏動數と脈の數とは同一なるものなり

前にも述べたる如く、小兒の脈膊は其感應甚だ鋭敏にして、少しの音響にても忽ち變化を起す、故に常に脈膊と、呼吸と、体温との三

者に就きて併せ考ふべし体温昇るときは呼吸脈膊共に其數増加するを常とす

嬰兒は容易に吐乳するものなり是れ其胃腸の發育未だ全からざればなり若し多量に哺乳したるときは、容易く逆流すへし、故に吐乳するも其吐出に際して、苦悶の狀なく、頻回ならず、哺乳の模様に変りなく、全身にいさゝか不穩の狀なく大小便に異變なければ、憂慮するに足らざれど、之に反するものは頗る憂慮すべき疾病の一徴たるべきと多きを以て、決して看過すことをあるべからず

小便(尿)は、毎日其度數と、量と、色とに、注意すべし、概ね其量多く、其色淡く、其度頻回なるものは、良き徴なり、

大便(糞)は、出生後二三日は暗黒色なり、夫より卵黄の如く黄色となる、度數は出生後二三ヶ月は毎日二三回なるを通常とす(生牛

乳煉 牛乳を以て養ふ小兒は毎日一回にて充分なり)若し黄色なるも水の如く稀薄なるか、青色、黒色、赤色なるか、黄色便中に白色の顆粒狀物を含有するか、粘液を含有するか其度の多きかは皆疾病なりと知るべし

啼泣

多數の人は、小兒の少しにても啼泣する毎に、直ちにこれを抱き起し、猥りに振搖し必ず授乳せんとす、されど小兒の泣くは、強ちに空腹を訴ふのみに非らず、物音に驚きたるとき、衣巾の窮屈なるとき、襦袢の濕潤したるとき、種々の場合に於て啼泣す、故に啼泣は一種の言葉に他ならざれば、其訴をきとりて、之に應せんとを力むべし、兒を慰めんとして其兒の身体を甚しく動搖し遂に其兒の泣き止むは、決して愉快を感じたるが爲にあらず、未だ發育不

充分なる腦に震動を受けて、一時迷朦を起したるなり、故に斯るを屢々反覆すれば、遂に其兒をして痴鈍ならしめ或は腦病を起さしむべし、

若し兒のにはかに驚けるが如く、突然として高聲に泣くもの、泣きつゝ顔をしかむもの、弱き聲にて呻吟するもの、長時泣連くるもの劇しく泣きつゝ足を腹部に向けて縮むるもの或は一ヶ所を動かすに由りて急に泣くが如きものは身体に異常の存するものと知るべし

口内、咽喉、鼻孔、眼

口内及び咽喉は屢窺ひて、若し白色の斑點を發見し、その斑點の乳汁の凝塊に非ざるを知るときは、直に醫師の診を乞ふべし、鼻孔の塞閉せんとして、呼吸の困難なるが如き、眼球結膜の紅色なる或は角膜に白斑の生せる、或は眼脂分泌の多き、或は膿狀を呈するなど

見なば、決して對閉に附すべからず

全身皮膚

入浴のとき、衣服交換のとき等には、全身皮膚の色澤に異常なきや否やに注意すべし、顔面の如く現はれたる部分は常に注目し殊に口唇の色に注意すべし

小兒養育法 終

明治三十三年三月十日印刷  
明治三十二年三月廿五日發行

正價金拾五錢

著者 渡邊光次

發行者 東京市神田區鍛冶町四番地  
伊藤岩次郎

印刷者 東京市小石川區指ヶ谷町百卅六番地  
金崎金平

發行所 東京市神田區今川橋通鍛冶町  
誠之堂書店

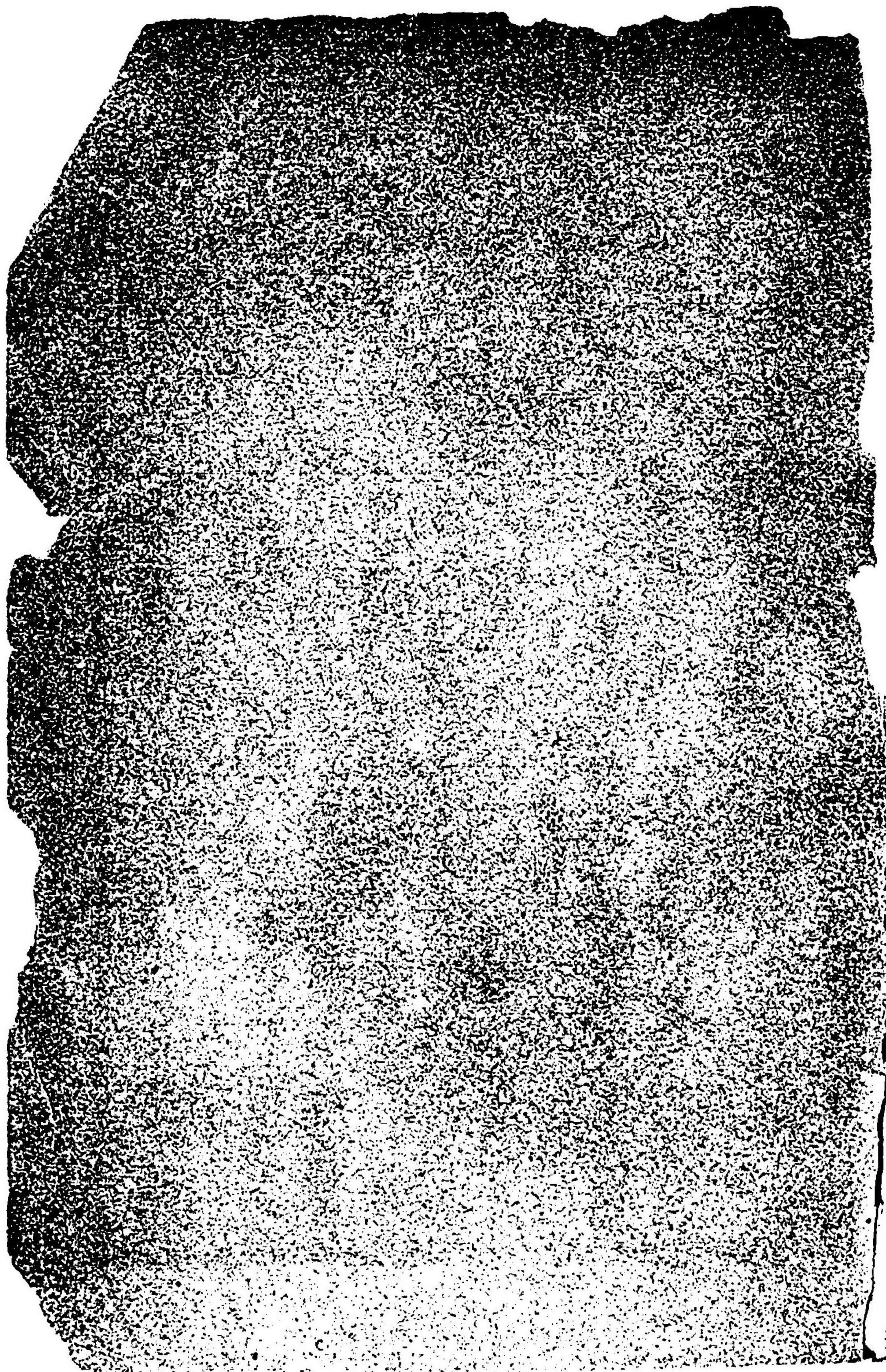
(電話本局九百四十九番)

印刷所 東京市小石川區久堅町百八番地  
博進社工場

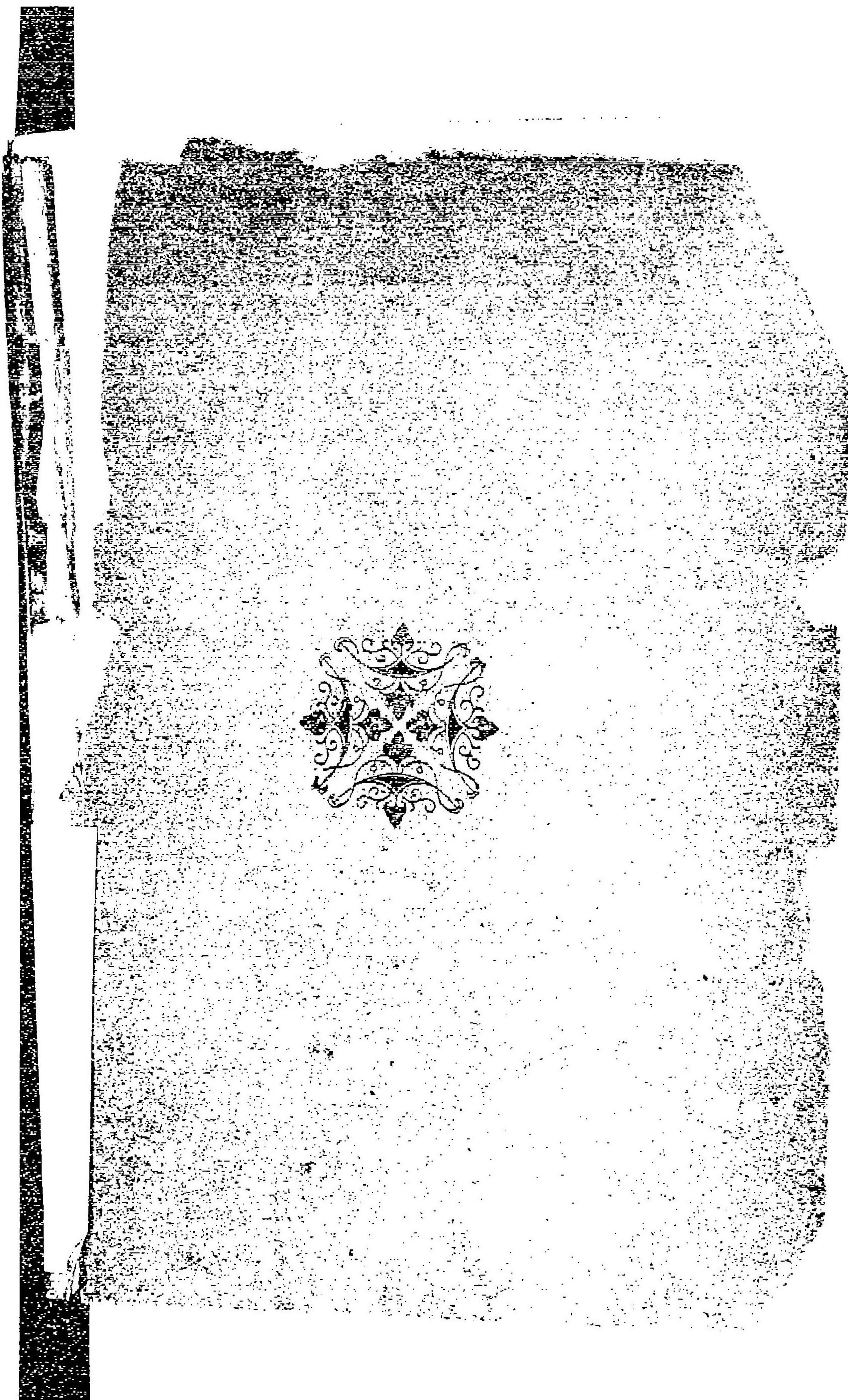
普小  
通續兒  
妊養  
娠篇育  
論法

額拾次郎 名取弘三兩氏講述  
 ● 正文章軌範講義 全二册正價金五拾錢 郵稅拾錢  
 ● 伊藤平章講述  
 ● 圖徒然草講義 全二册正價金四拾五錢 郵稅拾錢  
 ● 深井鑑一郎講述  
 ● 大學及中庸講義 各册正價拾五錢 郵稅貳錢  
 ● 今泉定介講述  
 ● 伊勢物語講義 正價廿五錢 郵稅六錢  
 ● 花輪時之輔講述 深井鑑一郎編  
 ● 圖論語講義 全二册正價七拾錢 郵稅貳錢  
 ● 今泉定介講述  
 ● 竹取物語講義 正價金廿錢 郵稅四錢  
 ● 賴山陽肖像並自贊入 深井鑑一郎講述  
 ● 文論 日本外史講義 正價廿五錢 郵稅四錢  
 ● 島山健講述  
 ● 百人一首講義 正價拾五錢 郵稅貳錢  
 ● 部誠一講述  
 ● 尚武 孫吳講義 正價金四拾錢 郵稅六錢  
 ● 評論  
 ● 賴山陽肖像並自贊入 河村定靜講述  
 ● 文論 日本政記講義 全二册實價金四拾八錢 郵稅六錢  
 ● 今泉定介解  
 ● 和文讀本問答 正價拾五錢 郵稅貳錢  
 ● 深井鑑一郎講述  
 ● 孟子講義 全二册正價七拾五錢 郵稅拾貳錢  
 ● 今泉定介講述  
 ● 土佐日記講義 正價金廿錢 郵稅四錢  
 ● 深井鑑一郎講述  
 ● 孝經講義 正價拾五錢 郵稅貳錢  
 ● 深井鑑一郎講述  
 ● 和漢文質疑問答 正價拾五錢 郵稅貳錢  
 ● 十六夜日記講義 正價貳拾錢 郵稅四錢  
 ● 神皇正統記講義 全貳册正價金六拾錢 郵稅八錢  
 ● 增田子信講述  
 ● 古今和歌集講義 全二册正價六拾錢 郵稅拾錢

府立城北中學校長 今泉定介講述 合五册(挿圖)  
 ● 平家物語講義 菊判千二百頁 正價各廿五錢 郵稅各六錢  
 ● 今泉定介講述  
 ● 方丈記講義 正價十八錢 郵稅二錢  
 ● 龜谷省軒校閱 羽山尙德講述 內外篇二册 正價五十錢 郵稅十錢  
 ● 文章 柳田幾作講述 正價四十錢 郵稅六錢  
 ● 解剖小學講義 正價六十錢 郵稅十錢  
 ● 易經講義 正價六十錢 郵稅十錢  
 ● 深井鑑一郎山田準兩氏標註  
 ● 教科標註四書 正價廿七錢 郵稅六錢  
 ● 教科標註文章軌範 正價各卅五錢 郵稅各四錢  
 ● 適用標註文章軌範 正價各卅五錢 郵稅各四錢  
 ● 適用標註小學 內外篇二册 正價各十八錢 郵稅各二錢  
 ● 增田子信標註  
 ● 校訂土佐日記 正價二十錢 郵稅二錢  
 ● 校訂のれく草 正價四廿錢 郵稅四錢  
 ● 增田子信標註  
 ● 近澤勝美編 人身生理圖 正價四圓廿錢 符號解一册  
 ● 菅野海軍大尉序文 石版彩色三册 正價各廿二錢 郵稅各二錢  
 ● 肝付海軍大佐序文 正價各廿二錢 郵稅各二錢  
 ● 家庭我海軍 正價各廿二錢 郵稅各二錢  
 ● 北濱河村定靜校定 白文章軌範 正價二八錢 郵稅二八錢  
 ● 校訂方丈記 正價二八錢 郵稅二八錢  
 ● 上田胤比古標註 今泉定介校閱 洋紙摺 金七十五錢 郵稅各六錢  
 ● 和泉製 正價各一帙に付 金四十五錢 郵稅各六錢  
 ● 一名通俗源氏物語 (廿四帖胡蝶の巻) 迄既刊  
 ● 從三位伯耆東久世通禮君題  
 ● 從三位子爵福羽美靜君題  
 ● 從三位男爵文學博士末松謙澄先生叙  
 ● 正五位文學博士故小中村清矩大人序  
 ● 東宮侍講本居豐顯大人編  
 ● 松風增田于信先編  
 ● 新編紫史 (廿四帖胡蝶の巻) 迄既刊  
 ● 合本全十帙 內初帙方四帙



府立城北中學校教員 深井鑑一郎集註 標註 史記列傳 全五冊各冊 正價 廿五錢 郵稅 四錢宛	標註 二部兩氏標註 深井鑑一郎 標註 東萊博議 全三冊 正價 卅六錢宛 郵稅 六錢宛	三島中洲題辭 古志學人輯譯 岡三慶校閱 和本文二冊 正價 卅三錢 郵稅 四錢	萬籟 文章形容詞範 堀戈洞編纂 詩 正價 卅四錢 郵稅 四錢	中西牛郎著 漢學活論 正價 卅六錢 郵稅 六錢	慶應義塾大學教授マコーレ博士序 青山學院教授博士スベンサ校閱 東京中學院教授クレンメント校閱 米國公使翻譯官小見忠雄著 英和實用新會話 附著 正價 卅三錢 郵稅 二錢 英和高等會話 正價 卅四錢 郵稅 四錢 英和高等會話 正價 卅四錢 郵稅 四錢	雙木園主人編 江戸時代戲曲小説通志 寶生九郎大和田建樹編 矢田八太郎編 宮田耀之助著 松浦琴鶴著 チヤレス氏 スミス氏 小代數解式 正價 卅四錢 郵稅 六錢	方鑑秘傳集 松浦琴鶴著 田口卯吉題 竹田等序 松南友治 耶 著 洋裝本綴 正價 卅六錢 郵稅 八錢	改正 增補 酒井捨彦著 帝國內地旅行地圖 東京附近ノ部 石版刷一折 正價 卅五錢 郵稅 二錢	尋常中學校 高等女學校 高等小學校 教科用書 文部省檢定済 盛谷榮編 新英語讀本 卷一第一部 正價 卅八錢 同 第二部 正價 卅八錢 卷二 正價 卅三錢
---	---	---	---	----------------------------------	--	--	---	---	--



特62

458

# 小兒養育法

(普通妊婦指南)

產科婦人科用病院長

精神科先鋒社編輯

編輯用病院長

渡邊光次先生著

版權所有

東京

誠實堂發行

(昭和九年四月九日)

069119-000-3

特62-458

## 小兒養育法

渡邊 光次/著

M32

CDQ-0156

